

第1章 医療法

3 - (3) 病院、診療所、助産所開設届出事項の一部変更届（法人等開設）

1 事 案	病院、診療所又は助産所の開設許可を受けた者は、管理者の住所、氏名並びに助産所の嘱託医師の住所、氏名及び嘱託医療機関の住所、名称に変更を生じた場合、変更後10日以内に届け出る
2 根拠法令	令4条の2第2項、則3条2項（事項：3条1項5号） 事項：病院、診療所、助産所 令4条の2第2項 管理者の住所・氏名 事項：助産所 則3条1項5号 嘱託医師の住所・氏名、嘱託医療機関の住所・名称
3 提出宛名	知事（保健所長受理）
4 提出部数	2部
5 添付書類	<p>変更の内容が確認できる書類</p> <p>医師・歯科医師の管理者変更の場合は新しい管理者の下記書類を添付する。 (1) 医師免許証の写*1（医師資格証の写しは不可） (2) 履歴書 (3) 臨床研修修了登録証（研修制度対象者のみ）の写*1・2</p> <p>*1：原本照合 免許証原本を持参し保健所で原本照合を行うか、免許証裏面に原本と相違ない旨・原本照合日・法人理事長等氏名を記載する。 ただし、開設者（代表者）と管理者が同一である場合は保健所で原本照合を行う。また、臨床研修修了登録証も保健所で原本照合を行う。</p> <p>*2：管理者要件 平成16年4月1日以降に医籍登録した医師、又は平成18年4月1日以降に歯科医籍登録した歯科医師が管理者となる場合。（臨床研修施設の臨床研修修了証は不可）</p>
6 事務処理	収受 - 起案 - 決裁 - 報告（台帳整理）
7 審査要領	<p>(1) 届出書の誤記・記入もれ、添付書類の不備はないか。</p> <p>(2) 名称、開設の場所、開設許可年月日は台帳と相違ないか。</p> <p>(3) 届出が変更後10日以内に行われていない場合は遅延理由書又は顛末書が添付されているか。</p>
8 備考	

(様式3-(3))

病院、診療所、助産所開設届出事項の一部変更届(法人等開設)

年 月 日

長崎県知事

様

住 所 〒 TEL

(法人であるときは、主たる事務所の所在地)

(フリガナ)

開 設 者 氏 名

(法人であるときは、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり変更したので医療法施行令第4条の2第2項及び医療法施行規則第3条第2項に基づきお届けします。

記

- 1 名 称
- 2 開設の場所
- 3 開設年月日
- 4 変更の理由
- 5 変更の年月日
- 6 変更した事項
 - (1) 変 更 前
 - (2) 変 更 後